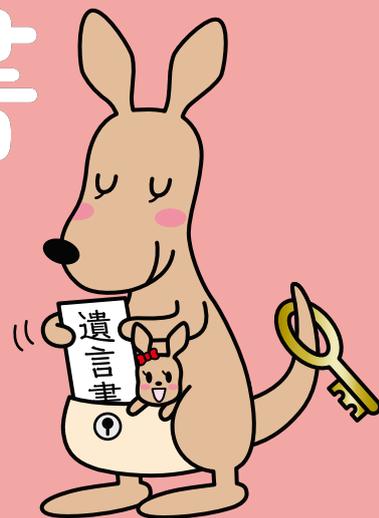


自筆証書遺言書 保管制度の ご案内



遺言書ほかんガルー

法務局に預けて安心

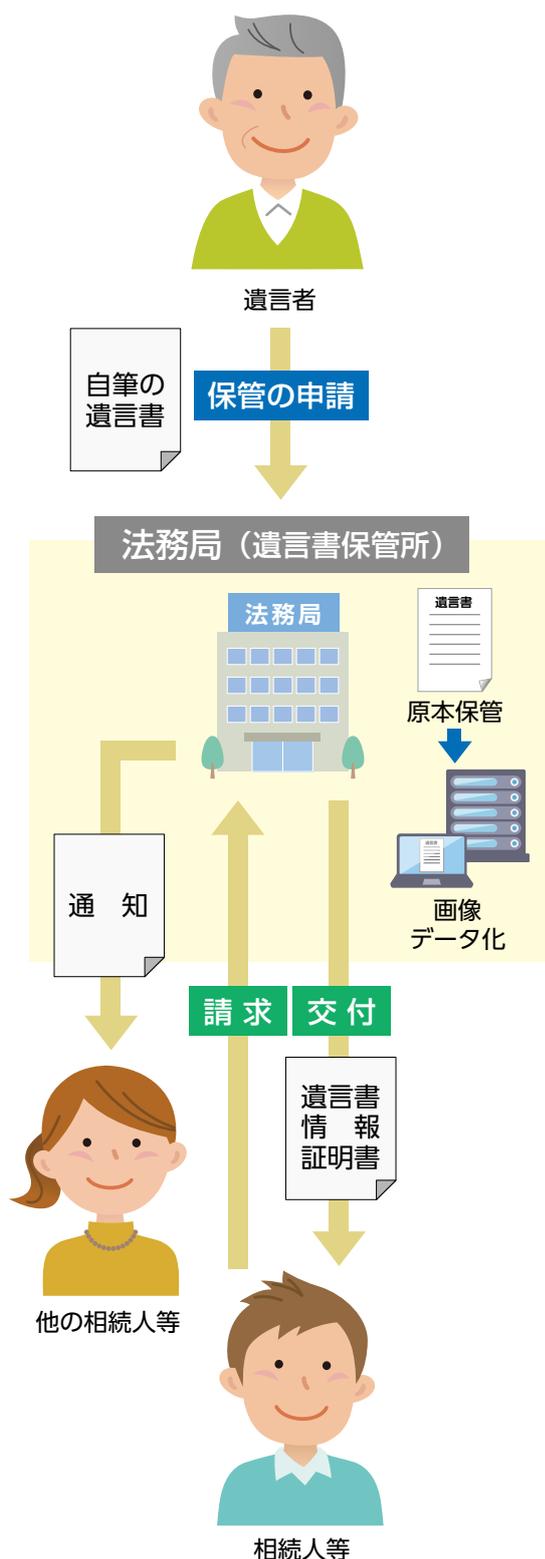


あなたの大切な遺言書を
法務局(遺言書保管所)が守ります。

法務省民事局

制度の概要

この制度は、自筆証書遺言で作成された遺言書を法務局（遺言書保管所）で保管する制度で遺言者の手続と相続人等の手続があります。
まずは、この制度の概要をご紹介します。



制度の概要

本制度の利用の前に知っておきたいこと	P 2
自筆証書遺言書保管制度の特色	P 3
本制度の手続の予約制について	P 5

遺言書作成上の注意

遺言書作成上の注意	P 6
遺言書の記載例	P 7
遺言書チェックシート	P 10

遺言者の手続

遺言書を預けたい 遺言書の保管の申請	P 11
遺言書を返してもらいたい 保管の申請の撤回	P 13
変更事項を届け出たい 変更の届出	P 14
預けた遺言書を見たい 遺言書の閲覧	P 15

相続人等の手続

遺言書を見たい 遺言書の閲覧	P 16
遺言書が預けられているか確認したい 遺言書保管事実証明書の請求	P 17
遺言書の内容の証明書を 取得したい 遺言書情報証明書の請求	P 19

本制度の利用の前に知っておきたいこと

保管できる遺言書について

本制度の保管の対象となるのは、民法 968 条の自筆証書遺言によって作成された遺言書であると同時に、**本制度において定められた様式**に従って作成されている遺言書になります。

様式は **P6** をご覧ください。

遺言書はご自身で作成いただく必要があり、法務局（遺言書保管所）は遺言書の内容に関する相談に応じることができません。

保管の申請の手続について

遺言書の保管の申請手続は、**遺言者本人が必ず法務局（遺言書保管所）にお越しいただく必要があります。**

また、遺言書の保管の申請手続では、顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカードなど）で本人確認させていただいております。

教えて！ほかんガールー①

Q 遺言書にはどんな種類があるの？



A 主に自筆証書遺言と公正証書遺言があるよ
それぞれに特徴があるから、下の表を参考にしてね。



	自筆証書遺言(民法968条)		公正証書遺言
	法務局の保管制度利用なし	法務局の保管制度利用あり	
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者本人（15 歳以上）が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができる。 証人は不要 		<ul style="list-style-type: none"> 公証人関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う。 公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行う。 遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できる。
保管方法	適宜の方法で保管	法務局で保管	公証役場で保管
費用	不要	保管申請手数料は 1件 3,900 円	財産の価額に応じた手数料がかかる。
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
死亡後の通知制度	なし	あり	なし

自筆証書遺言書保管制度の特色

自筆証書遺言書保管制度は、これまで自宅で保管されることの多かった自筆証書遺言書の紛失、改ざんや相続人に発見されないおそれなどの問題を解消しており、「安心」「簡単・安価」「親切」な制度です。

法務局（遺言書保管所）で保管するという選択肢が増えたことによって、より安心して自筆証書遺言書を作成することができるようになりました。

🔍 安心

1

遺言書の原本と画像データを、法務局（遺言書保管所）が長期間適正に保管し、
遺言書の改ざんや紛失を防ぎます。



遺言書原本

遺言者死亡後
50年間保管



画像データ

遺言者死亡後
150年間保管

2

法務局職員が、民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認（全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等）を行います。
遺言書が方式不備で無効になることを防ぎます。

🔍 簡単・安価

1

本制度を利用して、法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書は**家庭裁判所の検認が不要です。**

2

遺言書の保管の申請手数料は 3,900 円
遺言書情報証明書の交付請求の手数料は 1,400 円

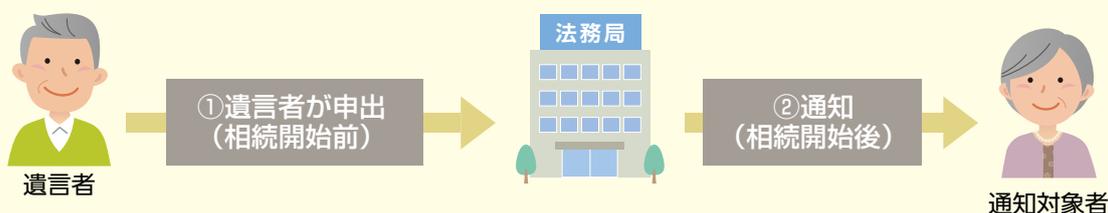
1

通知によって遺言書の存在を相続人等に知らせます。

通知には以下のとおり2種類あります。

遺言者が指定した方への通知（指定者通知）

遺言者からの事前の申出に基づいて、遺言書保管所において、遺言者の死亡の事実が確認できた時に、遺言者が指定した方に、遺言書が保管されている旨を通知します。



関係遺言書保管通知

遺言者の死亡後、相続人等のうちのどなたかお一人が、遺言書保管所において遺言書の閲覧をしたり、遺言書情報証明書の交付を受けた場合、その他の相続人等全員に対して、遺言書が保管されている旨を通知します。



2

相続人等に遺言書の内容が確実に伝わるようにします。

相続開始後、相続人等は遺言書の内容を証明した遺言書情報証明書の請求や遺言書の閲覧を行うことができます。



利用者の声

- このような制度ができてありがたいです。
- 保管場所が法務局なので安心。
- とても安価で信頼できる制度と思います。
- 良い制度なので、友人や知人に教えたい。

本制度の手続の予約制について

本制度の全ての手続で、事前の予約が必要です。
予約制のため手続の順番を長時間待つことはありません。

▶ 予約方法

 予約は法務局手続案内予約サービスの専用 HP
が便利です。(24 時間 365 日利用可能)



その他の予約方法

法務局（遺言書保管所）への電話による予約

手続を行う法務局（遺言書保管所）へ、お電話にてお申込みください。
※時間帯によって電話がつながりにくいことがあります。

法務局（遺言書保管所）窓口における予約

手続を行う法務局（遺言書保管所）の窓口へ直接お申込みください。
※法務局職員が手続対応中である場合、お待ちいただくことがあります。

受付時間：平日8：30～17：15 まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

※予約の 注意事項

- ・予約は手続を行うご本人名で一人ずつお願いいたします。
- ・手続の処理には、一定のお時間をいただきます（保管の申請の場合は60分～90分程度です。）。
- ・予約当日、受付開始時刻に法務局に来庁できなくなった場合は、予約した法務局にご連絡をお願いします。

① 教えて！ほかんガルー ②

Q

どこの法務局で
手続できるの？

A

管轄が決まっている手続（保管の申請
など）と管轄がない手続（証明書の発行
など）があるから、法務省ホームページ
か近くの法務局で確認してね。

Q

申請書や請求書
はあるの？

A

申請書や請求書は様式が決まっていて、
手続の前に作成する必要があるよ。
法務省ホームページからダウンロードす
るか法務局に問い合わせてね。



法務省ホームページ
はこちら



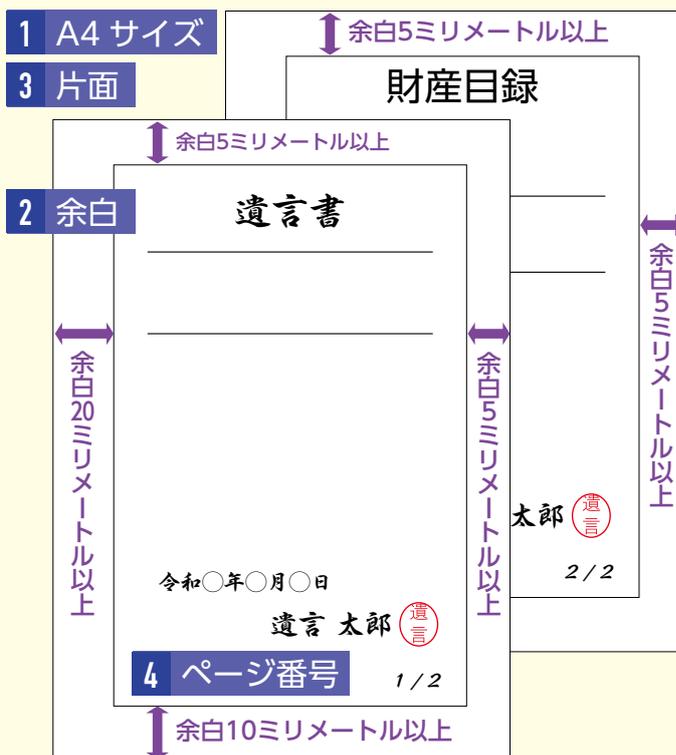
遺言書作成上の注意

遺言書を作成する上で重要な民法の方式と、本制度上定められた様式について確認しましょう。

民法の方式とは

- 1 自書と押印**
遺言書の全文、遺言の作成日付、遺言者氏名を、遺言者が自書し、押印します。
- 2 財産目録**
財産目録は、自書でなく、パソコンを利用したり、通帳のコピー等の資料を添付する方法で作成することができますが、その場合は、その目録のすべてのページに署名押印が必要です。
- 3 加除変更**
書き間違った場合の削除や、内容を書き足したときの追加（挿入）などの変更は、その場所が分かるように示した上で、変更した旨を付記して署名し、変更した箇所に押印します。▶P9参照

本制度の様式とは



- 1 A4サイズ**
- 2** 上側5ミリメートル
下側10ミリメートル
左側20ミリメートル
右側5ミリメートル
の余白を確保する
(余白部分に何も記載しない)
- 3** 片面のみに記載
(裏面に何も記載しない)
- 4** 各ページにページ番号を記載
(1枚のときも1 / 1と記載)
- 5** 複数ページでも、とじ合わせない
(封筒も不要)

遺言書の記載例

遺言書作成上の注意事項を記載例でお示ししています。

法務局（遺言書保管所）では遺言書の内容についての審査はしません。遺言の内容等について、ご不明な点は弁護士等の法律の専門家にご相談ください。

遺言書全文の自書

財産目録以外はすべて遺言者が自書します。長期間保存するため、ボールペン等の容易に消えない筆記具で作成します。

推定相続人（相続が開始した場合に相続人となる者）の場合

「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。「遺贈する」とした場合、受遺者として保管の申請書に記載が必要です。

受遺者（遺言により財産を受け取る者）の場合

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。保管の申請書に受遺者としての記載が必要です。

遺言執行者の記載

氏名のほか、生年月日、職業、住所等のいずれかで人物が特定できるように記載します。遺言執行者はご家族や知人から選ぶことができ、複数人指定することもできます。遺言執行者を指定した場合は、保管の申請書に遺言執行者としての記載が必要です。

作成日付の自書

「〇年〇月吉日」などの記載は不可です。

遺言者の署名

遺言者の氏名は住民票などの記載どおりに記載します。

遺言者の押印

押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する別紙1の不動産を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 遺言者は、遺言者の所有する別紙2及び別紙3の財産のすべてを、次の者に遺贈する。

氏名 甲山花子

生年月日 昭和45年4月15日

3 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住所 東京都板橋区板橋1丁目44番6号

氏名 東京和男

職業 弁護士

生年月日 昭和40年11月15日

令和〇年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎 遺言 1/4

余白10ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

財産目録は自書によらずに作成することができます。

余白5ミリメートル以上

別紙2

イゴンタロウ サマ

店番号 〇〇〇〇口座番号
000 0000000

株式会社 ●●●銀行 (銀行コード)

お取引店 〇〇〇〇支店 お客さまコード ▲▲▲▲▲▲▲▲

電話 00-0000-0000

財産目録は、その内容が明確に読み取れるように、鮮明に写っている必要があります。

鮮明に写っていない財産目録は、相続開始後、遺言書の内容を証明書(遺言書情報証明書)として発行するとき内容が読み取れないおそれがあるので注意しましょう。

銀行の通帳やカードの場合

銀行名や口座番号等が読み取れるか確認しましょう。

不動産の場合

所在、地番、家屋番号等により不動産を特定できれば、登記事項証明書の一部や縮小したコピーを財産目録として添付することができます。

※別紙1は、登記情報提供サービスを利用して印刷した例です。

余白5ミリメートル以上

別紙1

登記簿抄写(1/4)

区画番号	14-3	地番	14-3-1	用途	住宅
用途	住宅	用途	住宅	用途	住宅
用途	住宅	用途	住宅	用途	住宅

登記簿抄写(2/4)

区画番号	14-3	地番	14-3-1	用途	住宅
用途	住宅	用途	住宅	用途	住宅
用途	住宅	用途	住宅	用途	住宅

登記簿抄写(3/4)

区画番号	14-3	地番	14-3-1	用途	住宅
用途	住宅	用途	住宅	用途	住宅
用途	住宅	用途	住宅	用途	住宅

余白5ミリメートル以上

遺言

3/4

署名と押印

自書によらない財産目録を添付する場合は、そのページごとに署名し、押印する必要があります。署名は自書する必要があります。

様式について

A4サイズ、余白、片面等の様式で作成するのは、遺言書本文と同様です。

ページ数

財産目録を含めた遺言書全体の枚数のうちの何枚目かがわかるようにページ数を記載します。下の余白(10mm)にかからないように注意しましょう。

余白20ミリメートル以上

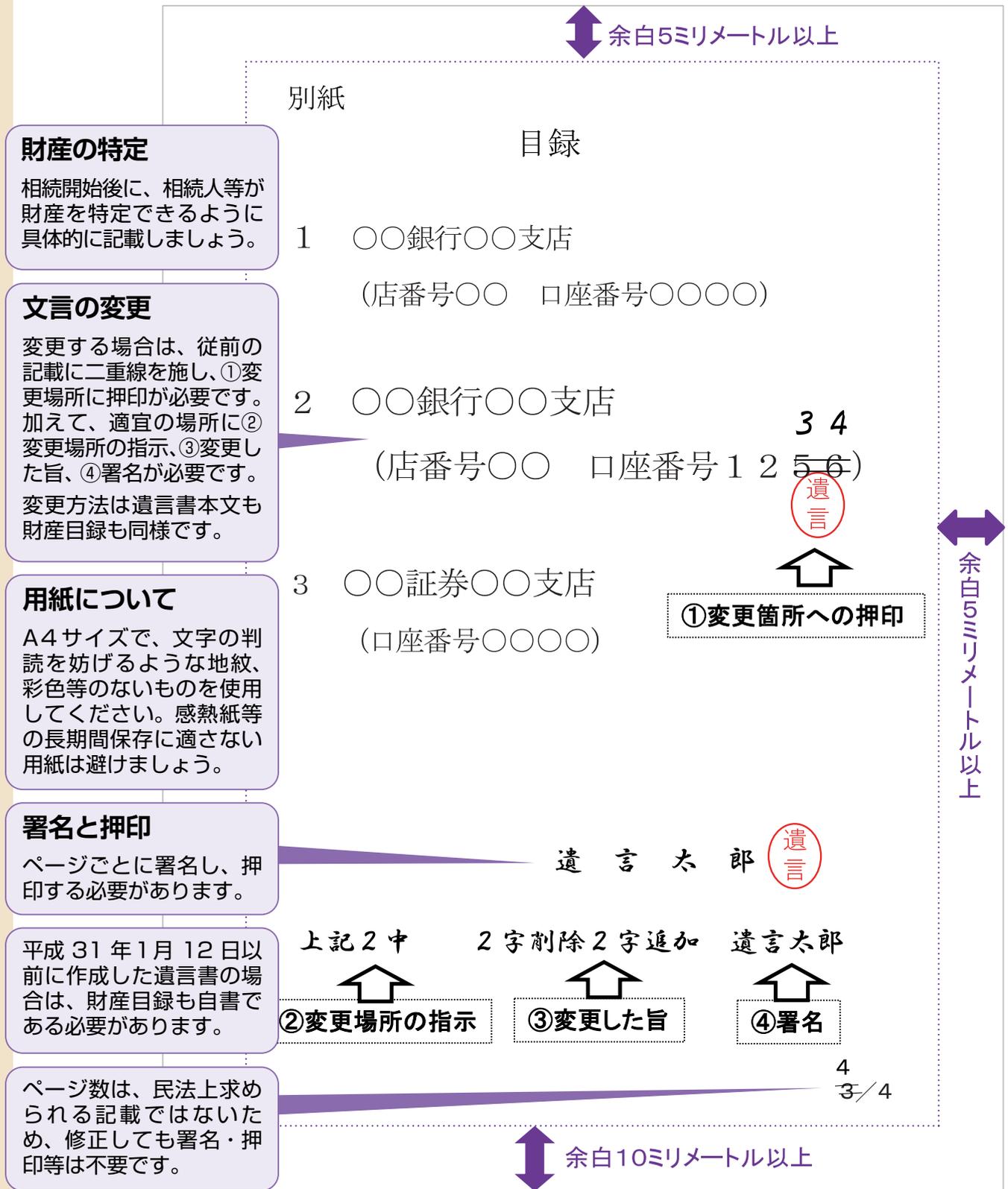
遺言 太郎

遺言

2/4

余白10ミリメートル以上

財産目録はパソコンで入力して作成することもできます。
 財産目録には、財産を特定するための形式的な事項のみを記載し、それ以外の事項は遺言書本文に自書します。
 また、財産目録は遺言書本文とは別の用紙で作成します。



遺言書チェックシート

このシートで遺言書の注意事項が守られているかチェックできます。ご自身が作成した遺言書についてチェックしてみましょう。

遺言書の全文、日付、氏名の自書と押印（民法 968 条 1 項の要件）

<input type="checkbox"/>	1	遺言書全文の自書 ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。
<input type="checkbox"/>	2	遺言書の作成日付の自書 作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。
<input type="checkbox"/>	3	遺言者の署名 遺言者の氏名は、住民票や戸籍の記載どおりに記載します。
<input type="checkbox"/>	4	遺言者の押印 押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

自書によらない財産目録（民法 968 条 2 項の要件）

<input type="checkbox"/>	1	自書によらない財産目録を添付する場合は、そのページごとに署名し、押印する必要があります。
<input type="checkbox"/>	2	自書によらない財産目録は本文が記載された用紙とは別の用紙で作成される必要があります。本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできません。

遺言書の文言の変更・追加（民法 968 条 3 項の要件）

<input type="checkbox"/>		変更する場合は、従前の記載に二重線を施し、押印が必要です。加えて、適宜の場所に変更場所の指示、変更した旨、署名が必要です。
--------------------------	--	---

本制度の様式上のルール（法務局における遺言書の保管等に関する省令別記 1 号様式）

<input type="checkbox"/>	1	用紙が A 4 サイズで、裏面に何も記載されていないことが必要です。
<input type="checkbox"/>	2	上部 5 ミリメートル、下部 10 ミリメートル、左 20 ミリメートル、右 5 ミリメートルの余白が必要です。
<input type="checkbox"/>	3	遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。
<input type="checkbox"/>	4	複数ページでも、とじ合わせません（封筒も不要）。

その他の注意事項

<input type="checkbox"/>	1	推定相続人以外の者に対しては、「相続させる」ではなく、「遺贈する」と記載します。受遺者等は、申請書に記載する必要があります。
<input type="checkbox"/>	2	遺言執行者を指定した場合、遺言執行者を申請書に記載する必要があります。
<input type="checkbox"/>	3	自書によらない財産目録について、コピーの場合は、その内容が明確に読み取れるように、鮮明に写っていることが必要です。
<input type="checkbox"/>	4	付言事項がある場合は、自書により、遺言書本文に記載します。

遺言者が遺言書を預けたい (遺言書の保管の申請)

保管の申請の流れ

1

自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

遺言書作成上の注意事項 **▶ P6~10 参照** をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

2

保管の申請をする遺言書保管所を決める

④ 保管の申請ができる遺言書保管所

- 遺言者の住所地
- 遺言者の本籍地
- 遺言者が所有する不動産の所在地



のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、追加で保管の申請をする場合は、最初に保管の申請をした遺言書保管所に対してのみ行うことができます。

3

申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください。

申請書の様式は、法務省 HP からダウンロードできます。

また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



※指定者通知を希望する場合は、申出が必要です。
通知について

▶ P4 参照

4

保管の申請の予約をする

遺言者お一人ずつの予約が必要です。

▶ P5 参照

5

保管の申請をする

次のアからオまでのものを用意して、予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください。

ア 遺言書

ホチキス止めはせず、バラバラのままお持ちください。封筒も不要です。

イ 保管申請書

あらかじめ記入して持参してください。

ウ 添付書類

本籍と戸籍の筆頭者の記載のある住民票の写し等
(マイナンバーや住民票コードの記載のないもの)

※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文

エ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 等
(有効期限のある身分証明書については、有効期限内のもの。)

オ 手数料

遺言書の保管の申請の手数料は、1件につき**3,900円**です。
(必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。)

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



6

保管証を受け取る

- 手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡しします。
- 遺言者及び相続人等が保管申請後の各種手続をされる際は、保管番号があると便利です。大切に保管してください。
- 遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。

※保管証の再発行はできません。



交付される保管証のイメージ画像

遺言者が預けた遺言書を返してもらいたい (保管の申請の撤回)

遺言者は、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請の撤回をすることにより、遺言書を返してもらうことができます。

1 撤回書を作成する

撤回書に必要事項を記入してください。
撤回書の様式は、法務省 HP からダウンロードできます。
また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



保管の申請の撤回ができる者

- ・遺言者本人のみ

2 撤回の予約をする P5 参照

保管の申請の撤回ができる遺言書保管所は**遺言書の原本が保管されている遺言書保管所**のみです。

3 撤回し、遺言書を返してもらう

遺言書保管所に以下のものを用意して、予約した日時にお越しください。

- 撤回書
- 顔写真付き**の官公署から発行された身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券等）
- 保管の申請時以降に遺言者の氏名、住所等に変更が生じている場合には、変更が生じた事項を証する書面

※保管の申請の撤回には手数料はかかりません。
※保管の申請の手数料は返還されません。

遺言者が変更事項を届け出たい (変更の届出)

遺言者は、保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管官にその旨を届け出る必要があります。

なお、この手続は、遺言書の内容を変更するものではありません。

1

届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。
届出書の様式は、法務省 HP からダウンロードできます。
また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



変更の届出ができる者

- ・ **遺言者本人** 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人
(任意代理人による届出はできません。)

2

変更の届出の予約をする

▶ P5 参照

変更の届出ができる遺言書保管所は**全国すべての遺言書保管所**です。

※変更の届出は郵送でも可能です。

3

変更の届出をする

遺言書保管所に以下のものを用意して、予約した日時にお越しください。

- 届出書**
- 変更が生じたことを証する書面（住民票の写し、戸籍謄本等）**
遺言者本人以外の受遺者等・遺言執行者等・指定者通知の通知対象者に関する変更の場合は、変更を証する書面は不要ですが、その場合でも、正確な内容を住民票等で確認いただいた上で届出を行ってください。
- 届出人（遺言者）の住民票の写し又は運転免許証、マイナンバーカード等の官公署から発行された身分証明書のコピー**
変更が生じた事項を証する書面として遺言者の住民票の写しを添付した場合は不要です。
また、コピーの場合は、遺言者の**原本証明**が必要です。原本証明は、コピーした書面に「原本と相違ない」と記載し、その横に遺言者本人が署名してください。
- 法定代理人が変更の届出を行う場合は、その身分を証するための書面**
親権者の場合（戸籍謄本）、成年後見人の場合（登記事項証明書）等
(いずれも作成後 3 か月以内)

※変更の届出には手数料はかかりません。

遺言者が預けた遺言書を見たい (遺言書の閲覧)

遺言者は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1

閲覧の請求をする遺言書保管所を決める

④ 閲覧の請求ができる遺言書保管所

⑧ 閲覧の請求ができる者
・遺言者本人のみ

モニターによる閲覧 全国すべての遺言書保管所

遺言書原本の閲覧 遺言書の原本が保管されている遺言書保管所

2

請求書を作成する

請求書に必要な事項を記入してください。

請求書の様式は、法務省 HP からダウンロードできます。

また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

遺言書の保管申請をした後、遺言者の氏名、住所その他の事項に変更が生じた場合、先に変更の届出を行う必要があります。 **変更の届出 ▶P14 参照**



3

閲覧の請求の予約をする

▶P5 参照

4

閲覧の請求をする

遺言書保管所に以下のものを用意して、予約した日時にお越しください。

- 閲覧の請求書
- 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書**
(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券等)
- 手数料** ※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき **1,400 円** です。
※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき **1,700 円** です。
※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。



5

閲覧をする

遺言者



モニターによる閲覧



遺言者

遺言書原本の閲覧

相続人等が遺言書を見たい (遺言書の閲覧)

相続人等は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります（遺言者が亡くなられている場合に限られます）。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1

閲覧の請求をする遺言書保管所を決める

甲 閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧 全国すべての遺言書保管所

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所

乙 閲覧の請求ができる者

・相続人 ・受遺者等 ・遺言執行者等
上記の親権者や成年後見人等の法定代理人
(任意代理人による請求はできません。)

2

請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。
請求書の様式は、法務省 HP からダウンロードできます。
また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



3

閲覧の請求の予約をする

▶P5 参照

4

閲覧の請求をする

遺言書保管所に以下のものを用意して、予約した日時にお越しください。

閲覧の請求書

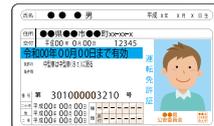
添付書類

遺言書情報証明書の交付請求と同様です。

▶P19~20 参照

顔写真付きの官公署から発行された身分証明書
(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券 等)

手数料 ※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき 1,400 円です。
※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき 1,700 円です。
※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。



5

閲覧をする

相続人等



モニターによる閲覧



相続人等

遺言書原本の閲覧

その他の相続人等への通知 (関係遺言書保管通知)

▶P4 参照

相続人等が遺言書が 預けられているか確認したい (遺言書保管事実証明書^①の請求)

遺言書保管事実証明書とは

遺言書保管事実証明書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分を相続人や受遺者等又は遺言執行者等とする遺言書が保管されているか否かの確認ができます(遺言者が亡くなっている場合に限られます)。

遺言書保管事実証明書の交付の請求の流れ

1

交付の請求をする遺言書保管所を決める

① 交付の請求ができる遺言書保管所

全国すべての遺言書保管所

② 交付の請求ができる者

どなたでも請求できます。なお、遺言書が保管されていても、請求人が相続人、受遺者等又は遺言執行者等でない場合、「保管されていない」旨の証明書が交付されます。

(任意代理人による請求はできません。)

2

請求書を作成する

交付請求書に必要事項を記入してください。

交付請求書の様式は、法務省 HP からダウンロード
できます。

また、法務局(遺言書保管所)窓口にも備え付けられています。



3

郵送で請求する又は窓口での交付の 請求の予約をする

▶ P5 参照

4

交付の請求をする

次の①から⑤までのものを用意して、遺言書保管所にお越してください。
 郵送の場合は②を除いたものを遺言書保管所に郵送してください。
 ※郵送の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

① 交付請求書

② 添付書類

- ① 遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍（除籍）謄本
 - ② 請求人の住民票の写し
- ※①及び②に加えて、請求人に
 応じて右の③～⑤の書類も必要です。

相続人が請求する場合

- ③ 遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本

法人が請求する場合

- ④ 法人の代表者事項証明書（作成後3か月以内）

法定代理人が請求する場合

- ⑤ 戸籍謄本（親権者）や登記事項証明書（後見人）
 （作成後3か月以内）

③ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書
 （マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券等）

④ 手数料

1通につき **800円**です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください）。

5

証明書を受け取る

遺言書が保管されている場合、遺言書情報証明書の交付（P19～20）や閲覧（P16）の請求をすることで遺言書の内容を確認することができます。

窓口請求の場合

運転免許証等（上記4③参照）により本人確認をした後、遺言書保管事実証明書をお渡しします。

送付請求の場合

請求人の住所（又は法定代理人の住所）に宛てて遺言書保管事実証明書を送付します。

認証文の種類

	保管されている	保管されていない
相続人	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」
相続人以外の方	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（略）又は遺言執行者等（略）とする遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（略）又は遺言執行者等（略）とする遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」

相続人等が遺言書の 内容の証明書を取得したい (遺言書情報証明書の請求)

遺言書情報証明書とは

相続人等は、遺言書情報証明書の交付の請求をし、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容の証明書を取得することができます(遺言者が亡くなっている場合に限られます)。

遺言書情報証明書の交付の請求の流れ

1 交付の請求をする遺言書保管所を決める

④ 交付の請求ができる遺言書保管所

全国すべての遺言書保管所

⑧ 交付の請求ができる者

・相続人 ・受遺者等 ・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の法定代理人
(任意代理人による請求はできません。)



2 請求書を作成する

交付請求書に必要事項を記入してください。
交付請求書の様式は、法務省 HP からダウンロード
できます。



また、法務局(遺言書保管所)窓口にも備え付けられています。

3 郵送で請求する又は窓口での交付の 請求の予約をする

▶ P5 参照



法定相続情報一覧図の作成がおすすめ!

4

交付の請求をする

次のアからエまでのものを用意して、遺言書保管所にお越してください。
郵送の場合はフを除いたものを遺言書保管所に郵送してください。
※郵送の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

ア 交付請求書

イ 添付書類

法定相続情報一覧図の写しをお持ちですか？

はい

いいえ

① 法定相続情報一覧図の写し
(住所記載のあるもの)

※一覧図に住所の記載がない相続人については、別途住民票の写しが必要です。

※関係遺言書保管通知 (P4) の送付を受けた方が請求する場合は①から④までの書類は不要です (請求人の氏名・住所が記載された住民票の写し等は必要です)。

※指定者通知 (P4) のみ送付を受けた方が請求する場合は、添付書類が必要です。

※相続人に廃除された者がある場合は、その者の戸籍謄本及び住民票の写しも必要です。

- ② 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍 (除籍) 謄本
- ③ 相続人全員の戸籍謄本 (遺言者の死亡日以後作成のもの)
- ④ 相続人全員の住民票の写し

※①～④に加えて、請求人に応じて以下の⑤～⑦の書類も必要です。

受遺者等、遺言執行者等が請求する場合

- ⑤ 請求人の住民票の写し

法人が請求する場合

- ⑥ 法人の代表者事項証明書 (作成後 3 か月以内)

法定代理人が請求する場合

- ⑦ 戸籍謄本 (親権者) や登記事項証明書 (後見人等) (作成後 3 か月以内)

ウ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書
(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券等)

エ 手数料

1通につき**1,400円**です (必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください)。

5

証明書を受け取る

- 遺言書情報証明書は、登記や各種手続に利用することができます。
- 家庭裁判所の検認は不要です。

窓口請求の場合

運転免許証等 (上記 4 フ参照) により本人確認をした後、遺言書情報証明書をお渡しします。

送付請求の場合

請求人の住所 (又は法定代理人の住所) に宛てて遺言書情報証明書を送付します。

その他の相続人等への通知 (関係遺言書保管通知)

▶ **P4 参照**

自筆証書遺言書保管制度についてのQ&A

Q

A

1	遺言書の様式について、用紙に模様があるのですが、申請可能ですか。	その模様が文字の判読に支障がないものであれば、申請可能です。
2	遺言書を何色か色分けして書いてもよいですか。	保管されている遺言書について、相続人等がその内容を確認する手段として遺言書情報証明書の交付の請求や遺言書の閲覧があります。閲覧については原本とモニターによる方法があり、色分けを確認することができますが、遺言書情報証明書は白黒で出力されるため色分けを確認することができません。したがって、本制度を利用する場合、遺言書を色分けして作成することはお勧めしません。
3	保管制度が開始する前に作成した遺言書でも預かってもらえますか。	作成した遺言書が所定の様式（P6～10参照）に合うものであれば、保管申請することが可能です。ただし、平成31年1月12日以前に作成された遺言書の財産目録は、自書で作成されている必要があります。
4	法務局（遺言書保管所）で遺言書の書き方を教えてください。	遺言書の作成については、弁護士、司法書士、税理士などの専門家にご相談ください。遺言書の様式については、P6～10をご覧ください、あらかじめ自身で作成の上、来庁いただくようお願いします。
5	申請書・請求書は、どこでもらえますか。	法務省ホームページ（P5参照）から様式をダウンロードして入力することで作成できます。なお、法務局の窓口又は法務局に返信用封筒と切手を同封して郵送する方法でも入手可能です。
6	申請書・請求書等は法務局の窓口で手続の際に作成すればよいですか。	申請書・請求書等は、事前に作成いただく必要があります。あらかじめ作成されないままでお越しいただくと、予約時間内に手続が終わらず、再度来庁いただく場合があります。なお、申請書・請求書等の書類については、司法書士等にその作成を依頼することができます。
7	保管の申請をしたいのですが、遺言者本人が病気のため法務局（遺言書保管所）へ出頭できない場合はどうすればよいですか。	本人出頭義務を課していることから、その場合には、本制度をご利用いただけません。なお、介助のために付添人に同伴していただくことは差し支えありません。（公正証書遺言につき、P2参照）
8	保管の申請時には、遺言書を封筒に入れたまま法務局（遺言書保管所）へ持参すればよいですか。	申請時には遺言書原本のみをお出しいただくこととなります。封筒は不要です。
9	本人確認について、顔写真付きの身分証明書を所持していない場合はどうすればよいですか。	なりすましを防止するため、遺言者本人に法務局（遺言書保管所）に来ていただき、顔写真付きの身分証明書の提示をしていただく必要があります。例えば、マイナンバーカードであれば、誰でも取得できますのでご検討願います。
10	保管の申請の手数料について、保管年数に応じて手数料も増えるのですか。	保管申請の手数料は、その後の保管年数に関係なく申請時に定額（1件につき、3,900円）を納めていただけます。
11	手数料納付のための収入印紙はどこで購入すればよいですか。	各法務局（遺言書保管所）庁舎内の収入印紙の販売窓口又はお近くの郵便局等で販売しています。詳しくは、申請・請求予定先の法務局（遺言書保管所）にお問い合わせください。
12	遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けたことを家族に伝えておいた方がよいですか。	法務局（遺言書保管所）に預けたことをご家族（相続人となり得る方）に伝えておいていただくと、相続開始後早い段階で、ご家族が、スムーズに遺言書情報証明書の請求手続等を行うことができます。保管証を利用すると遺言書の特定がスムーズになります。

13	保管の申請をした後に、遺言書の内容を変更したい場合はどうすればよいですか。	保管の申請の撤回をして、返還を受けた遺言書を物理的に廃棄し、新たに作成した遺言書の保管の申請をしていただくことを推奨しています。撤回をせずに新たな遺言書を預けることも可能です。いずれの場合も改めて保管の申請の手数料がかかります。
14	遺言書の保管の申請の撤回を行った場合に、その遺言は無効になるのですか。	遺言書の保管の申請の撤回は、法務局（遺言書保管所）に遺言書を預けることをやめることであり、返還を受けた遺言書を物理的に廃棄しない限り、その遺言の効力とは関係がありません。
15	遺言書の閲覧をしたいのですが、遺言書が保管されている法務局（遺言書保管所）が遠方の場合もその法務局（遺言書保管所）へ行かなければなりませんか。	遺言書の閲覧方法として、遺言書原本を閲覧する方法のほか、モニターで遺言書を閲覧する方法があります。モニターの方法による場合には、全国どこの法務局（遺言書保管所）においても閲覧が可能となります（P15～16参照）。
16	遺言書情報証明書を取得したいのですが、自分で法務局（遺言書保管所）へ行かなければなりませんか。	保管の申請の場合（Q7）と異なり、遺言書情報証明書等の交付については、ご自身で法務局（遺言書保管所）の窓口に出向いて請求するほか、郵送による請求や、法定代理人による手続も可能です（P19～20参照）。
17	遺言書情報証明書はどのような手続に使用できますか。	今まで遺言書の原本を必要としていた相続登記手続等や金融機関での各種手続について、遺言書情報証明書を使用していただけます。
18	「法定相続情報一覧図」（P20）とはどのようなものですか。	戸籍に基づいて、被相続人の法定相続人が誰になるのかを示した一覧図を申出人が作成し、その一覧図に法務局の登記官が証明したものです。詳しくは、法務局にお問い合わせください。
19	家族（相続人）は法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書を返却してもらうことができますか。	法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書については、家族（相続人）であっても返却を受けることはできません。内容を確認するには、遺言書情報証明書の交付の請求又は遺言書の閲覧をしてください。
20	添付書類の「住民票の写し」について、市区町村から交付されたもののコピーでいいですか。	住民票の請求をして市区町村から交付されるものが「住民票の写し」となります。市区町村から交付されたものをそのまま添付願います。
21	自筆証書遺言を作成したら必ず法務局（遺言書保管所）に預けなければならないのですか。	本制度は、自筆証書遺言に係る遺言書について、法務局（遺言書保管所）に保管をするという選択肢を増やすものであり、従来どおり自宅等で保管していただくことも可能です。
22	自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを選べばよいですか。	自筆証書遺言と公正証書遺言の主な特徴については、P2に記載していますので参考にしてください。なお、どちらを選ぶべきかは、ご本人の判断ですので、法務局（遺言書保管所）ではお答えできません。

手数料の一覧

申請・請求の種別	申請・請求人	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	1件につき、 3,900円
遺言書の閲覧の請求（モニター）	遺言者・関係相続人等	1回につき、 1,400円
遺言書の閲覧の請求（原本）	遺言者・関係相続人等	1回につき、 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき、 1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	1通につき、 800円

※遺言書の保管の申請の撤回及び変更の届出には手数料はかかりません。

※手数料は収入印紙を手数料納付用紙に貼って納めていただきます。貼っていただいた収入印紙に割印をしないでください。

お問い合わせ

全国の遺言書保管所（本局）一覧

※各（本局）管内の遺言書保管所は本局にお尋ねください。

名称	電話	所在地	名称	電話	所在地
東京法務局	(03)5213-1441 ㊦102-8225	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	岡山地方法務局	(086)224-5656 ㊦700-8616	岡山市北区南方1-3-58
横浜地方法務局	(045)641-7655 ㊦231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	鳥取地方法務局	(0857)22-2191 ㊦680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
さいたま地方法務局	(048)851-1000 ㊦338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	松江地方法務局	(0852)32-4200 ㊦690-0001	松江市東朝日町192-3
千葉地方法務局	(043)302-1311 ㊦260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3	福岡法務局	(092)721-4570 ㊦810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25
水戸地方法務局	(029)227-9911 ㊦310-0061	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	佐賀地方法務局	(0952)26-2148 ㊦840-0041	佐賀市内城2-10-20
宇都宮地方法務局	(028)623-6333 ㊦320-8515	宇都宮市小幡2-1-11	長崎地方法務局	(095)826-8127 ㊦850-8507	長崎市方才町8-16
前橋地方法務局	(027)221-4466 ㊦371-8535	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	大分地方法務局	(097)532-3161 ㊦870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
静岡地方法務局	(054)254-3555 ㊦420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	熊本地方法務局	(096)364-2145 ㊦862-0971	熊本中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
甲府地方法務局	(055)252-7151 ㊦400-8520	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	鹿児島地方法務局	(099)259-0680 ㊦890-8518	鹿児島市鴨池新町1-2
長野地方法務局	(026)235-6611 ㊦380-0846	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	宮崎地方法務局	(0985)22-5124 ㊦880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
新潟地方法務局	(025)222-1561 ㊦951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	那覇地方法務局	(098)854-7950 ㊦900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
大阪法務局	(06)6942-1481 ㊦540-8544	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	仙台法務局	(022)225-5611 ㊦980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
京都地方法務局	(075)231-0295 ㊦602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	福島地方法務局	(024)534-1111 ㊦960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
神戸地方法務局	(078)392-1821 ㊦650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	山形地方法務局	(023)625-1321 ㊦990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
奈良地方法務局	(0742)23-5534 ㊦630-8301	奈良市高畑町552	盛岡地方法務局	(019)624-1141 ㊦020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
大津地方法務局	(077)522-4671 ㊦520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	秋田地方法務局	(018)862-6531 ㊦010-0951	秋田市山王7-1-3
和歌山地方法務局	(073)422-5131 ㊦640-8552	和歌山市二番丁3 (和歌山地方合同庁舎)	青森地方法務局	(017)776-6231 ㊦030-8511	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
名古屋法務局	(052)952-8111 ㊦460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	札幌法務局	(011)709-2311 ㊦060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1
津地方法務局	(059)228-4133 ㊦514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	函館地方法務局	(0138)23-9538 ㊦040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
岐阜地方法務局	(058)245-3181 ㊦500-8729	岐阜市金竜町5-13	旭川地方法務局	(0166)38-1167 ㊦078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
福井地方法務局	(0776)22-4192 ㊦910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	釧路地方法務局	(0154)31-5016 ㊦085-8522	釧路市幸町10-3
金沢地方法務局	(076)292-7846 ㊦921-8505	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	高松法務局	(087)821-6191 ㊦760-8508	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
富山地方法務局	(076)441-0550 ㊦930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	徳島地方法務局	(088)622-4171 ㊦770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
広島法務局	(082)228-5201 ㊦730-8536	広島市中区上八丁堀6-30	高知地方法務局	(088)822-3331 ㊦780-8509	高知市茶田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
山口地方法務局	(083)922-2295 ㊦753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	松山地方法務局	(089)932-0888 ㊦790-8505	松山市富田町188-6 松山地方合同庁舎

関連ホームページ

法務省ホームページ 自筆証書遺言書保管制度

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



法務局手続案内予約サービス

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



日本司法支援センター(法テラス)

<https://www.houterasu.or.jp/>



日本弁護士連合会

<https://www.nichibenren.or.jp/>



日本司法書士会連合会

<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>



日本公証人連合会

<https://www.koshonin.gr.jp/>



日本税理士会連合会

<https://www.nichizeiren.or.jp/>



所有者不明土地の 解消に向けて、 不動産に関するルールが 大きく変わります。



令和5年4月から
段階的に施行されます!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



はじめに

Point 1

所有者不明土地って何ですか？



相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

全国のうち所有者不明土地が占める割合は九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

全国における所有者不明土地の割合 (H29国土交通省調査)



Point 2

どんな問題が生じているの？



土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。



法律のポイント

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立しました(令和3年4月28日公布)。

両法律では、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から、民事基本法制の総合的な見直しが行われています。



1 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し

- 相続登記・住所等の変更登記の申請義務化
- 相続登記・住所等の変更登記の手続の簡素化・合理化など

P. 3~4

発生予防

2 土地を手放すための制度(相続土地国庫帰属制度)の創設

- 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

P. 5

発生予防

3 土地利用に関連する民法のルールの見直し

- 土地・建物に特化した財産管理制度の創設
- 共有地の利用の円滑化などの共有制度の見直し
- 遺産分割に関する新たなルールの導入
- 相隣関係の見直し など

P. 6~7

土地利用の円滑化

1 不動産登記制度の見直し

相続登記の申請の義務化 令和6年4月1日施行



どうして相続登記の申請が義務化されるの？

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく、売却も困難であるような場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をする意欲がわきにくいことが指摘されています。そのため、**相続登記の申請を義務化**することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

相続登記の申請義務についてのルール

① 基本的なルール

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ！



② 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続人申告登記 令和6年4月1日施行



相続登記の申請って大変じゃないの？

不動産を所有している方が亡くなった場合、その相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまるまでは、全ての相続人が法律で決められた持分(法定相続分)の割合で不動産を共有した状態になります。

この共有状態を反映した相続登記を申請しようとする場合、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定しなければならないため、全ての相続人を把握するための資料(戸籍謄本など)の収集が必要となります。

そこで、**より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組み**が新たに設けられました。

新しく「相続人申告登記」が設けられました

①登記簿上の所有者について相続が開始したことと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ること、相続登記の申請義務(上記①)を履行することができます。

この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分の割合までは登記されないので(※)、全ての相続人を把握するための資料は必要ありません(自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出すればOK)。

一人の相続人が相続人全員分をまとめて申出することもできるよ。



※相続によって権利を取得したことまでは公示されないため、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものです。

所有不動産記録証明制度 令和8年4月までに施行



親の不動産がどこにあるかは どうやって調べたらいいの？

登記官において、特定の被相続人(亡くなった親など)が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度が新たに設けられました。

住所等の変更登記の申請の義務化 令和8年4月までに施行



どうして住所等の変更登記の申請が義務化されるの？

登記簿上の所有者の氏名や住所が変更されてもその登記がされない原因として、①これまで住所等の変更登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても所有者自身が不利益を被ることが少なかったこと、②転居等の度にその所有不動産について住所等の変更登記をするのは負担であることが指摘されています。

そこで、住所等の変更登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

住所等の変更登記の申請義務についてのルール

登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、5万円以下の過料の適用対象となります。



他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記 令和8年4月までに施行



住所等が変わったら不動産登記にも反映されるようにならないの？

他の公的機関との情報連携により職権で登記がされるようになります

住所等の変更登記の手續の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をする仕組みが導入されます。

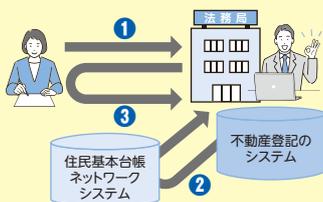
ただし、**自然人(個人)の場合には**、住基ネットからの情報取得に必要な検索性情報(生年月日など)を提供していただく必要があります。また、変更登記がされるのは、**本人の了解があるときに限られます**。

個人の場合は
住基ネット、
法人の場合は
商業・法人登記の
システムと
連携するよ！



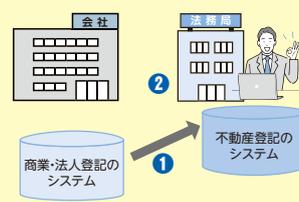
自然人(個人)の場合

- 1 検索性情報の提供
- 2 法務局側で定期的に住基ネットを検索
- 3 住所等の変更があれば本人の了解を得て、職権で変更登記



法人の場合

- 1 商業・法人登記上で住所等に変更があれば不動産登記システムに通知
- 2 職権で変更登記



DV被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例 令和6年4月1日施行

DV被害等を受けていて不動産登記簿上に住所を公開されたくないときは、どうすればいいの？



DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法上の被害者等を対象に、**対象者が載っている登記事項証明書等を登記官が発行する際には、現住所に代わる事項を記載する制度**が設けられました(本人からの申出が必要です)。

委任を受けた弁護士等の事務所や支援団体等の住所、法務局の住所などが想定されているよ！



2 相続土地国庫帰属制度の創設

令和5年4月27日施行



どんな制度なの？

都市部への人口移動や人口の減少・高齢化の進展などを背景に、土地の利用ニーズが低下する中で土地所有に対する負担感が増加しており、相続された土地が所有者不明土地の予備軍となっているとされています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、**相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局です。）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度**が新たに創設されました。



だれでも申請できるの？

基本的に、**相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人**であれば、申請可能です。制度の開始前に土地を相続した方でも申請することができますが、売買等によって任意に土地を取得した方や法人は対象になりません。

また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請していただく必要があります。



どんな土地でも引き取ってくれるの？

次のような**通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外**となります（要件の詳細については、今後、政省令で定められる予定です）。申請後、法務局職員等による書面審査や実地調査が行われます。

<国庫帰属が認められない土地の主な例>

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 土壌汚染や埋設物がある土地
- 危険な崖がある土地
- 境界が明らかでない土地
- 担保権などの権利が設定されている土地
- 通路など他人による使用が予定される土地



手続にはお金がかかるの？

申請時に**審査手数料**を納付いただくほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、**負担金**（10年分の土地管理費相当額）を納付いただく必要があります。具体的な金額や算定方法は、今後、政令で定められる予定です。

手続イメージ

1 承認申請



- ・ 相続等によって土地を取得した相続人が申請
- ・ 共有地の場合は共有者全員で申請
- ・ 申請書及び添付書類の提出
- ・ 審査手数料の納付

2 法務大臣（法務局）による要件審査・承認



- ・ 書面審査や実地調査などの要件審査の実施
- ・ 要件を満たす場合は、法務大臣が承認
- ・ 承認の場合、負担金の額を通知

※申請者が希望する場合、申請受付後に、国や地方公共団体等に対して情報提供し、寄附受けなど土地の有効活用機会を確保

4 国庫に帰属

3 申請者が負担金を納付 (通知を受け取ってから30日以内)

3 民法のルールの見直し

土地・建物に特化した財産管理制度の創設

令和5年4月1日施行



どんな制度なの？

所有者不明土地・建物や、管理不全状態にある土地・建物は、公共事業や民間取引を阻害したり、近隣に悪影響を発生させるなどして問題となりますが、これまで、その管理に適した財産管理制度がなく、管理が非効率になりがちでした。

そこで、土地・建物の効率的な管理を実現するために、**所有者が不明であったり、所有者による管理が適切にされていない土地・建物を対象に、個々の土地・建物の管理に特化した財産管理制度**が新たに設けられました。

所有者不明土地・建物の管理制度

調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができるようになります。

管理人は、裁判所の許可を得れば、所有者不明土地の売却等もすることができるよ。公共事業や民間取引の活性化にもつながるね。



管理不全状態にある土地・建物の管理制度

所有者による管理が不適当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され又はそのおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができます。

ひび割れ・破損が生じている擁壁の補修工事や、ゴミの撤去・害虫の駆除も管理人にお願いできるようになるね。



※管理人には、事案に応じて、弁護士・司法書士等のふさわしい者が選任されます。

共有制度の見直し

令和5年4月1日施行



どうして見直しがされることになったの？

共有状態にある不動産について、所在等が不明な共有者がいる場合には、その利用に関する共有者間の意思決定をすることができなかつたり、処分できずに公共事業や民間取引を阻害したりしているといった問題が指摘されています。

また、所有者不明土地問題をきっかけに共有物一般についてのルールが現代に合っていないことが明らかになりました。

そこで、**共有物の利用や共有関係の解消をやすくする観点から、共有制度全般について様々な見直し**が行われました。

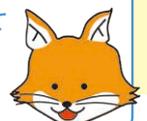
共有物を利用しやすくするための見直し

- 共有物につき軽微な変更をするために必要な要件が緩和されました(全員の同意は不要で、持分の過半数で決定可。)
- 所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、
 - ・残りの共有者の持分の過半数で、管理行為(例：共有者の中から使用者を1人に決めること)ができます。
 - ・残りの共有者全員の同意で、変更行為(例：農地を宅地に造成すること)ができます。

共有関係の解消をやすくするための新たな仕組みの導入

所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、所在等が不明な共有者の**持分を取得**したり、その持分を含めて**不動産全体を第三者に譲渡**することができます(※)。

土地の共有者が不明でストップしていた事業も、これからは進めていけそうだなあ。期待だね!



※裁判所において、持分に応じた時価相当額の金銭の供託が必要になります。

遺産分割に関する新たなルールを導入

令和5年4月1日施行



新たなルールはどんなもの？

相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難になります。

また、遺産分割をする際には、法律で定められた相続分（法定相続分）等を基礎としつつ、個別の事情（例えば、生前贈与を受けたことや、療養看護等の特別の寄与をしたこと）を考慮した具体的な相続分を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過するうちに具体的な相続分に関する証拠等がなくなってしまう、遺産分割が難しくなるといった問題があります。

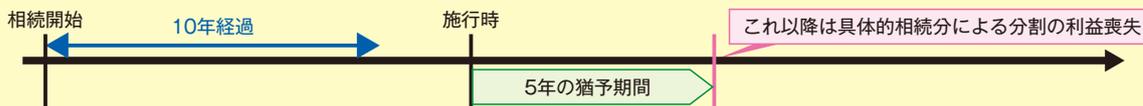
そこで、**遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進する仕組み**が新たに設けられました。

長期間経過後の遺産分割のルール

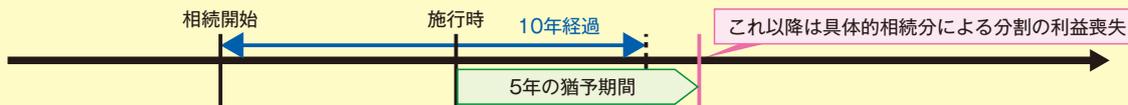
被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、具体的な相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行うこととされました。

※新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されますが、次のように施行時から5年間の猶予期間が設けられます。

- ① 施行時に相続開始から既に10年が経過しているケース…施行時から5年が経過した時が基準



- ② 施行時から5年以内に相続開始から10年が経過するケース…施行時から5年が経過した時が基準



改正法の施行日前に開始した相続についても適用されるので、早めの遺産分割が肝心だよ！



相隣関係の見直し

令和5年4月1日施行



どんな見直しがされたの？

隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合には、隣地の所有者から隣地の利用や枝の切り取り等に必要となる同意を得ることができないため、土地の円滑な利活用が困難となります。

そこで、**隣地を円滑・適正に使用することができるようにする観点から、相隣関係に関するルールの様々な見直しが行われました。**

隣地使用権のルールの見直し

境界調査や越境してきている竹木の枝の切り取り等のために隣地を一時的に使用することができることが明らかにされるとともに、**隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合にも隣地を使用することができる**仕組みが設けられました。

ライフラインの設備の設置・使用権のルールの整備

ライフラインを自己の土地に引き込むために、**導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利**があることが明らかにされるとともに、設置・使用のためのルール（事前の通知や費用負担などに関するルール）も整備されました。

越境した竹木の枝の切り取りのルールの見直し

催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、**越境された土地の所有者が自らその枝を切り取る**ことができる仕組みが整備されました。

わざわざ裁判をしなくても、枝を切れるようになるよ！



施行日

民法等の一部を改正する法律

● 民法改正関係 P.6~7

令和5年4月1日

● 不動産登記法改正関係 P.3~4

次のとおり、段階的に順次施行予定

- 相続登記の申請の義務化関係は、令和6年4月1日
- 住所等の変更登記の申請の義務化、所有不動産記録証明制度関係は、令和8年4月までに施行(具体的な日は今後政令で定められます)
- その他は、令和5年4月1日

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

● 相続土地国庫帰属制度関係 P.5

令和5年4月27日

それぞれのページにも
施行時期を書いているので
チェックしてみてね!



問合せ先

☎ 03 - 3580 - 4111

法務省民事局

参事官室(民法改正関係)

民事第二課(不動産登記法改正関係・相続土地国庫帰属法関係)

各法務局のホームページは、https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html



詳しくは
左の二次元コードをスキャン
又は
「法務省 所有者不明」
で検索!



- 裁判所への申立てをするための手続や必要書類等については、

最寄りの裁判所

<https://www.courts.go.jp>

- 法制度や相談窓口についてのお問い合わせは、

日本司法支援センター(法テラス)

<https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570 - 078374

(平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00 祝日・年末年始を除く)

(※IP電話からは 03-6745-5600)

- 法律専門家(弁護士・司法書士)に相談したい場合は、

日本弁護士連合会のホームページ(法律相談のご案内)

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice.html

日本司法書士会連合会のホームページ(登記手続のご案内)

<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

相続登記相談センター(予約受付フリーダイヤル)

いさんのなやみに
0120 - 13 - 7832

(平日10:00~16:00 年末年始・お盆期間を除く)



あなたの相続手続きを応援します！

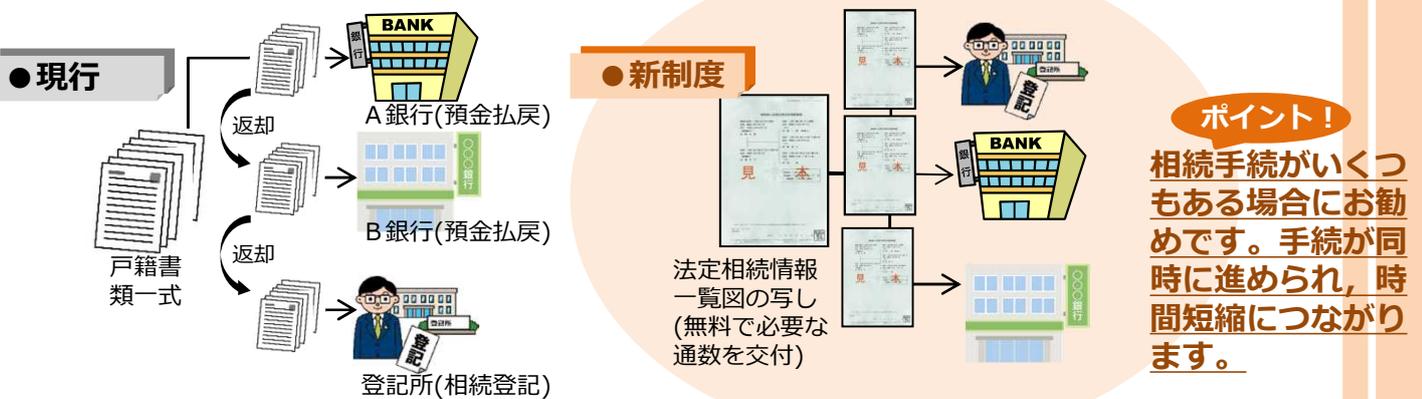
法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続きの流れ

～法定相続情報証明制度の手続きの3STEP！～



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続きへお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください（被相続人が死亡した日以後の証明日のものがが必要です。）。	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④	✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー（※2） ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など ※1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名をしてください。	—	<input type="checkbox"/>

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	✓（法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合） 各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。	各相続人の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑥	✓（委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2（親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3（資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑦	✓（②の書類を取得することができない場合）被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>

STEP 2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

最後の本籍 ○県○郡○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成28年4月1日

（被相続人）

法務太郎

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

（長男）

法務一郎（申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

（長女）

相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

（養子）

登記進

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和○年○月○日

（妻）

法務花子

以下余白

法定相続情報一覧図の記入様式は、**法務局ホームページ**  に掲載しています。

法定相続情報一覧図は、A4サイズの白い紙に記載してください。

その他の留意点 1

- ✓ 被相続人の最後の本籍の記載は任意です。
- ✓ 相続人の住所の記載は任意です（記載した場合は、その相続人の住民票記載事項証明書が必要です。）。
- ✓ 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- ✓ 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。

その他の留意点 2

- ✓ 続柄については、子であれば「子」、配偶者であれば「配偶者」と記載しても差し支えありません（ただし、その場合は、相続税の申告手続等にお使いいただけない場合があります。）。

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○
（事務所：○市○町○番地）

STEP 3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要な事項を記入し、STEP 1 で用意した書類、STEP 2 で作成した法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 死亡年月日	年 月 日 年 月 日	
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 被相続人との続柄	- - ()	
代理人の表示	住所（事務所） 氏名 連絡先 申出人との関係	- - <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人	
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>（有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。）</small>		
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局		支局・出張所	宛

申出をする登記所

以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をお求めください。

申出後は、登記官が提出書類の不足や誤りがないことを確認し、一覧図の写しを交付します。

申出書は、**法務局ホームページ**  に掲載しています。

よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、**無料**でご利用いただけます。
※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP 1で示す「必ず用意する書類／必要となる場合がある書類」に掲げる①、②(⑦)、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー(原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの)が提出された場合は、その原本を返却します。

一覧図に記載する被相続人との続柄については、必ず戸籍に記載される続柄を記載する必要はありますか？

申出人の選択により、続柄を「子」と記載することでも差し支えありません。ただし、続柄を「子」と記載した場合は、相続税の申告等、これを利用することができない場合がありますので、ご注意ください。

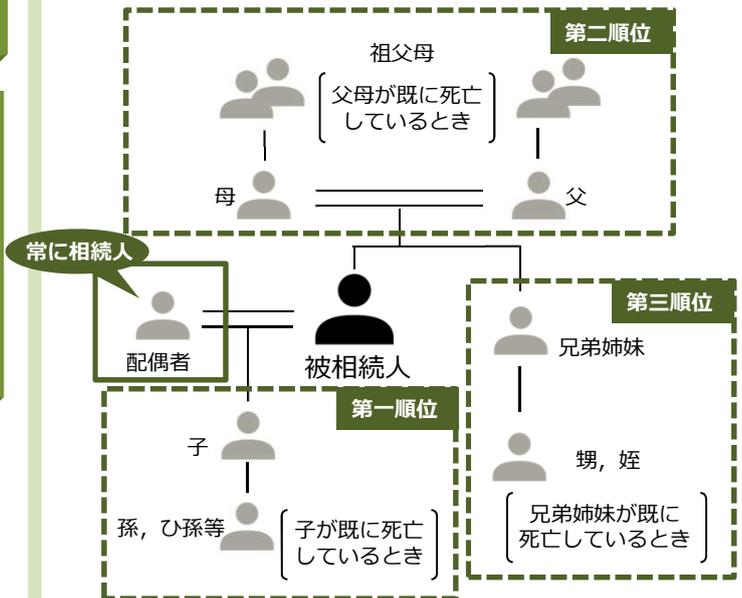
一覧図に相続人の住所は記載しなくてもよいのですか？

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意とされていますが、記載することにより、その後の手続(例：相続登記等の申請、遺言書情報証明書の交付の請求等)において各相続人の住所を証する書面(住民票の写し)の提供が不要となることがあります。

※詳細については、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各機関へお問い合わせください。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間がありません。誰かに頼むことはできますか？

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・弁護士
- ・司法書士
- ・土地家屋調査士
- ・税理士
- ・社会保険労務士
- ・弁理士
- ・海事代理士
- ・行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

再交付をすることは可能です。

※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人(亡くなられた方)の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

● 出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ

